

### 参加者による自由研究報告

平成 26 年 12 月 3 日には、本年次総会に出席した国内外の研究者・実務家 42 名により、以下の 9 テーマ・12 セッションに分かれて報告が行われた。各セッションは、それぞれ司会者 1 名の進行の下で執り行われた。

#### 【犯罪情勢分析の展開】 (司会：中野目 善則)

- 「ニューヘブンにおけるスマートポリシング:データ重視の警察活動を通じた暴力犯罪対策」  
ニューヘブン大学ヘンリー・リー学院准教授 Christopher Sedelmaier (米国)
- 「犯罪リンク分析の地域バリエーションとローカル情報」  
ニューヘブン大学ヘンリー・リー学院准教授 Jonathan Allen Kringen (米国)
- 「台湾における不法侵入事件の被害について」  
マカオ大学社会学部准教授 Shih-Ya Kuo (マカオ)
- 「日本の犯罪情勢」  
警察大学校警察政策研究センター主任教授 小柳津 直哉 (日本)

#### 【少年に係る犯罪対策】 (司会：Doris Chu)

- 「カリキュラムを超えた市民教育：香港警察の Junior Police Call の研究」  
精華大学社会学部 Wan Kin Man (中国)
- 「日本の少年犯罪対策」  
國學院大學名誉教授 横山 實 (日本)
- 「小児性愛の世界的傾向」  
法歯科学者 Gus Karazulas (米国)

#### 【犯罪予防対策①】 (司会：Shih-Ya Kuo)

- 「日本の時空間データの活用による犯罪被害の動態の検討～日常活動理論の原点への回帰～」  
科学警察研究所犯罪行動科学部長 原田 豊 (日本)
- 「バンコクにおける犯罪と秩序違反行為：犯罪予防のための分析」  
国立発展施策学院 (NIDA) 准教授 Prapon Sahapattana (タイ)
- 「犯罪予防～世界的なニーズ～」  
コルカタ市法務委員会調査委員 S.Krishnamurthy (インド)
- 「二都（警察）物語～ハーグと東京のコミュニティポリシングの比較」  
CIDE 刑事司法学部教授 Juan Sargado (メキシコ)

#### 【犯罪予防対策②】 (司会：Anne Kringen)

- 「タイの経済犯罪と予防方策」  
チュラロンコン大学経済犯罪マネーローンダリングデータバンク所長  
Vilaphong Boonyobhas (タイ)
- 「壊れた絆：台湾における移民の犯罪と非行」  
台湾中央警察大学国境警察学部准教授 Wen-chih-Huan (台湾)
- 「万引き累犯者の非行要因について～Hirschi の社会的絆理論を基にして～」  
早稲田大学社会安全研究所招へい研究員 江崎徹治 (日本)

【警察のガバナンスと市民の信頼確保①】 (司会：Moran Nathan)

- 「行政の執行に関する研究：行政機関と警察の協働」  
台湾中央警察大学司法行政学部学部長 Charles Chang (台湾)
- 「日本における警察捜査をめぐる現状と課題」  
警察大学校刑事教養部長兼警察政策研究センター政策調査官 村田 達哉 (日本)
- 「取調べ技術総合研究・研修センターの概要」  
警察大学校取調べ技術総合研究・研修センター教授 福武 誠之 (日本)
- 「変わりゆく香港の政治情勢における警察のアカウンタビリティ」  
香港教育大学社会科学部 Dennis Lai Hang Hui (香港)

【警察のガバナンスと市民の信頼確保②】 (司会：Robert Hanser)

- 「大学生の感じる警察活動への満足度：台湾社会での慈善的精神の果たす役割～」  
台湾中央警察大学准教授 Edward Lai (台湾)
- 「警察を信頼するためには？香港行政区の学生たちの警察に関する理解」  
香港シティ大学准教授 Laurence Ho Eric Chui (香港)
- 「なぜ中国では贈収賄が発生するのか～中国鉄道部をめぐる贈収賄を事例に～」  
慶應義塾大学 SFC 研究所上席研究員 町田花里奈 (日本)
- 「バングラデシュ警察の人権侵害：国家の対応と国家以外の対応の矛盾～」  
香港シティ大学 Kamal Uddin (香港)

【警察の人的資源の活用】 (司会：Mario Gaboury)

- 「性別のインテグレーションを理解する：女性の採用と警察学校」  
ニューヘブン大学ヘンリー・リー学院准教授 Anne Li Kringen (米国)
- 「仕事を続けるモチベーション、キャリアアップの向上心、ジェンダーの役割の在り方～ドバイ・台湾の女性警察官に関する理解の比較～」  
国立中正大学犯罪学部教授 Doris Chu (台湾)
- 「法執行官の「燃え尽き」：社会的・行動学的重要因子に関する統計分析」  
ミッドウェスタン州立大学教授 Nathan Moran (米国)

【新たな警察事象とこれへの挑戦】 (司会：Srisombat Chokprajakchat)

- 「現代社会の DNA データベース建設におけるプライバシーの考慮」  
中国刑事警察学院フォレンジックメディスン学部長 Lin Ziqing (中国)
- 「東日本大震災関連～宮城県警察調査～」  
日本大学総合科学研究所教授 金山 泰介 (日本)
- 「高度な画像解析技術を活用した防犯カメラ映像の分析」  
警察大学校警察情報通信研究センター特任助教授 山田 雄一郎 (日本)

【国境を越える犯罪への対策①】 (司会：Wen-Chih Huan)

- 「米国における犯罪行為の認知と予防戦略」  
ルイジアナ大学モンロー校刑事司法学部長 Robert Hanser (米国)
- 「国境を越える人身売買事件対策：インドからの考察」  
香港シティ大学 Sarfaraz Ahmed Khan (香港)

- 「台中ジョイント組織犯罪対策に関する研究」  
台湾中央警察大学教授 Hsu Fu-Seng (台湾)
- 「これまでの国連アジア極東犯罪防止研究所の取組」  
国連アジア極東犯罪防止研究所教員 岩下 新一郎 (日本)

【国境を越える犯罪への対策②】 (司会：Prapon Sahapattana)

- 「古美術品の略奪への「組織犯罪」の関与について」  
香港教育大学社会学部 Minxing Zhao (香港)
- 「拡散防止と警察活動」  
核・化学兵器等拡散防止国際研究所所長 Peter Lejeune (米国)
- 「国境を越える犯罪：バングラデシュにおいて求められる警察改革」  
マラヤ大学アジアヨーロッパ学院シニアリサーチフェロー  
Mohd Aminul Karim (マレーシア)

【薬物対策の展開】 (司会：Peter Lejeune)

- 「デザイナードラッグの問題について」  
毒物学者 Frederic Rieders (米国)
- 「薬物対策の予算とその成果について」  
ミッドウェスタン州立大学准教授 Attapol Kuanliang (米国)
- 「タイでの薬物対策の展開における合法化・非犯罪化・被害減少施策の分析」  
マヒドル大学教授 Srisombat Cholprajakchat (タイ)
- 「台湾における厳格な薬物規制に対する警察官の意識」  
台湾警察専科学院助教授 Fei-Lin Chen (台湾)

【サイバー犯罪対策の展開】 (司会：Christopher Sedelmaier)

- 「サイバーセキュリティ研究・研修センターの概要」  
警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センター解析研究室長 高橋 正樹 (日本)
- 「サイバー犯罪対策の新たな展開に向けて」  
中国刑事警察学院サイバー捜査学部講師 Li Na
- 「オンラインとオフラインのDos 攻撃への対策：台湾における現状と課題」  
台湾中央警察大学情報管理学部教授 Jau-Hwang Wang (台湾)

以下、紙面の都合により、本年次総会の閉会式における各セッションの司会者による総括コメントを基にして各セッションにおける報告の概要について掲載するほか、我が国の警察大学校に属する研究者からの報告について掲載する。

なお、各セッションで行われた報告（英語版）については、アジア警察学会事務局のホームページ (<http://www.the-aaps.org>) にも掲載されているので、こちらも併せて参照されたい。

## 【犯罪情勢分析の展開】（コメント：中野目善則）

- Sedelmaier 氏は、ニューヘブンの Smart Policing Initiative について報告された。  
ニューヘブンは、粗暴犯やギャング、累犯という問題に直面していた。その問題に対応し、犯罪を削減するために Smart Policing Initiative が導入された。これはデータ指向型の分析で、SARA (Scanning, Analysis, Research, Assessment) と呼ばれる方法である。また、リスク・テリング・モデリング (RTM) という手法も使われた。これらによる分析内容が警察官に提供され、警察官は上司に報告し、上司は必要なデータを再び警察官に提供するというフィードバックのプロセスがとられるといった、より情報に基づくポリシングが実施された。その結果として、粗暴犯が約 40% 減少したとした。ただ、同氏は、この減少は冬が特に寒かったせいかもしれないともコメント。Smart Policing Initiative の今後の結果を見たいと思う。
- Kringen 氏は、犯罪リンク分析の地域バリエーションとローカル情報について報告された。同氏は、犯罪予測がベイジアン・レシオ・アナリシスでローカル情報を使って行うことが可能であるとした。これがリンク分析となる。犯罪を予測する上では、地域バリエーションのローカル情報が重要となるとのことであった。例えば、行動パターン、場所といったローカル情報を使った結果、予測率が非常に良くなった。一般的情報にのみ基づく予測では予測率は 23% であったのに対し、ローカル情報を使った予測では 60% 以上の予測率となったとのこと。
- Kuo 氏は、台湾の理論的な近接性という枠組みを使った targeted exposure や被害者の保護等について分析について報告された。これは、構造的選択モデルを使っていた。結果としては、中流階級は貧しい家よりも空き巣が少ない、また、貧しい世帯は最も貧しい世帯よりも空き巣が少ないということが分かった。今後、さらにこの構造的選択モデルの修正が必要であると言われた。Sedelmaier 氏と Kringen 氏は犯罪者の視点からの分析であったのに対し、同氏は被害者の視点からの分析であった。
- 小柳津氏は、日本の現下の犯罪情勢と今後の課題について報告された。日本では 2002 年に 300 万件近い犯罪が認知された。しかし 2012 年には 130 万件に減っている。これは大きな減少である一方で、依然として問題が残っている。弱者（女性、子ども、高齢者）が犯罪の犠牲となっているということと、犯罪は減っていないという国民の感覚があるということ。今後は、サイバー犯罪や高齢化社会の中での犯罪、グローバル化している犯罪が発生しているので、それらへの対策が必要であるとされた。結論としては、法執行を改善して場所にフォーカスしたもの、例えば、家庭やサイバースペースという閉ざされた場所の中での犯罪にも対応していかなければならず、さらに、社会全体が協力して関与していかなければならないとされた。

## 【少年に係る犯罪対策】（コメント：Doris Chu）

- Wan 氏は、ユース組織のジュニア・ポリス・コール (JPC) と呼ばれる制度について報告された。JPC に参加する学校の教員や若者、警察官のインタビュー内容にも言及しつつ、どのように若者と地域社会の統合、警察との関わりが促進されたのかについて紹介された。
- 横山氏は、日本の少年犯罪対策について、警察官が少年犯をどのように扱うのかということについて報告された。特に、警察官が果たす重要な役割について紹介された。警察官は、単に捜査をするだけでなく、ソーシャルワーカーのような役割も果たしている。すなわち、少年の最善の利益を図ろうとしており、そうした意味において予防対策は非常によく取られている。非常に効果も上がっており、日本の少年非行の削減に貢献しているとのこと。

- Karazulas 氏は、小児性愛の医学的なモデルについて報告された。これは、なぜ小児性愛が起きるのかという原因を考える意味で、新しいアイデアを提供した。機能的 MRI の検査をして分析すると、小児性愛者は児童ポルノの写真を見ると独特の脳の反応をしているということであった。結論として、小児性愛者の対策を講じる際には、これは精神的な疾患であることを考慮する必要があるということ、適切な治療が必要かもしれないということであった。

【犯罪予防対策①】 (コメント: Shih-Ya Kuo)

- 原田氏は、日常活動理論を使った犯罪の原因に係る調査について報告された。様々なデータセットが使われていた。日常活動には、潜在的な被害者がいること、犯意をもった者がいること、適切な監督者がいないことの3つの要素があるが、今までの研究は、場所・空間のみに注目したものであり、時・時間という要素が考慮されていなかった。同氏の研究では、被害者になるリスクが高いのは、被害者が仕事等に行って帰宅するまでの通勤や通学のときで、そのルートで発生するということであった。イン・トランジット・ルートと呼ばれるものである。しかし、その一方で、同氏は、そのとき被害者の周りにいたのがどういう人なのかは分からないということであった。そのような場合に一番良いのは携帯電話のデータであるかもしれない、ただ、このデータを集める際には、プライバシーの問題も残るということであった。
- Sahapattana 氏は、タイにおける犯罪理論について報告された。同氏も、日常活動理論を使っていた。個人レベルでのデータである。そして社会解体理論も使った。すなわち、これらの理論を統合した。同氏によると、犯罪の不安を促進させる要因がある一方で、犯罪の不安を減らす要因もある、例えば、社会の安定性といった抑制因子を社会の統合によって増やすことができれば犯罪の不安を減らすことができるとした。具体的には、タイの人達が長い間同じ住所に居住していると社会的に統合されて集団の効果が上がるとした。同氏は、階層的線形モデルを使って、この二つのデータを分析した。そして、教育水準や社会的・経済的ステータスの低い人達の方が、対照的な特徴を持っている人達と比べると不安が大きいということであった。同氏は、タイの人達が受ける犯罪に対する不安について理論的に説明した。
- Krishnamurthy 氏は、なぜ犯罪予防が必要なのか、どのように犯罪を予防するのか、そして誰が犯罪を予防するのかということについて報告された。何故なら、新しい形態の犯罪が増えているからである。例えばサイバー犯罪、ハイテク犯罪である。これらの犯罪は、人や財産に害を及ぼすだけでなく、犯罪に対する不安を引き起こす。個人だけに影響するのではなく、家族、地域社会、国、そして世界にまでその影響が波及する、そのために犯罪の予防が必要であるということ。そして、そのためには、様々な警察機関や市民の参加、あるいは法執行が必要となるが、大事なのは、研究データの収集、分析である。これは、様々な国際機関があるので行うことができるが、今回の AAPS も重要な場である。
- Salgado 氏は、二つの都市（東京とハーグ）の良いプラクティスについて報告された。例えば、ハーグにおいては、地理的な特徴から、警察は移動可能な小さなボートでパトロールをしており、東京においても、交番を拠点としてパトロールをしている。いずれの都市においても警察がより市民に近い、すなわち、物理的・精神的にも警察と市民との間の距離が縮まっていた。また、同氏は、いずれの都市においても、政策決定への市民の参加を促す方法がある、警察制度が中央で集権化されていると同時に分散化して展開している、内部統制と外部統制を併せて行う良いメカニズムがあるとし、これらが警察活動にとって大変重要であるとした。

## 【犯罪予防対策②】 (コメント: Anne Kringen)

- Viraphong 氏は、経済犯罪と路上犯罪の違いについて報告された。この違いを認識することが経済犯罪を削減する上で重要であるということであった。すなわち、経済犯罪に対しては、伝統的な犯罪を抑制する手法を使わず、予防方策を強化すべきであるとされた。抑制するのはコストが高過ぎるので、予防対策の方がより低いコストでインパクトが強いということであった。また、被害者や潜在的被害者への通知方法を改善する必要もあるということであった。
- Huang 氏は、台湾における移民の社会的な絆について報告された。移民について犯罪者とそれ以外の者を見ると、その信仰等が犯罪を最も予測できる因子であるとのことであった。欧米以外でこのトピックで行われた研究としては、かなり珍しいものであった。
- 江崎氏は、高齢者による犯罪の予防、特に万引きの予防について報告された。高齢者の万引き犯は、社会的な不安や近視眼的な自己否定を背景にして発生するということであった。同氏は、高齢者を孤立させないということ、そして、刑事司法手続きの出口段階と入口段階におけるサポートが必要であるとした。

## 【警察のガバナンスと市民の信頼確保①】 (コメント: Moran Nathan)

- Chang 氏は、行政機関と警察機関の共同協力関係について報告された。多くの機能や作業が警察に委ねられている台湾の伝統や警察体制の歴史的な背景について言及された。台湾においては、行政機関が法的な権限を持たず様々な施行や実施ができないことなどから、結果的に警察機関に様々な機能が委ねられてしまっているとされた。
- 村田氏は、日本の警察捜査は急速に変化を遂げており、犯罪の形態等も変化していることから、犯罪捜査に携わる者への研修の必要性について報告された。同氏は、従来に比べ、客観的な証拠、特に被疑者の自白の取扱いについての新たな見方や訓練が必要であること、また、客観的な証拠を収集することの重要性、すなわち、監視カメラやその他の新しい技術を駆使した手法の重要性について報告された。
- 福武氏は、2013年5月に設立された警察大学校・取調べ技術総合研究・研修センターの概要について報告された。同センターにおいては、特に1週間かけて被疑者等の取調べ手法について訓練を行うということであり、その具体的なプログラム等について報告された。
- Hang 氏は、香港警察のアカウンタビリティの変化や、警察のアカウンタビリティと正当性の違いやその関係について報告された。警察のアカウンタビリティについては、市民からの要求、特に最近の学生の占拠事件を受け、非常に重要になっているということであった。

## 【警察のガバナンスと市民の信頼確保②】 (コメント: Robert Hanser)

- Lai 氏は、大学生の感じる警察活動への満足度について報告された。大学生は、やはり中国で伝統的な慈愛の精神を持って接すれば警察活動に対しても満足するということであった。また、理由は不明なるも、地方の学生などは警察に対して不満を持っている。今まで警察とあまり接触を持ってこなかったためかもしれないとのこと。さらに、自己への信頼、すなわち、自信を持っている者は警察に対する満足度が上がる一方で、逆に自信のない学生等は警察に対する恐怖感を有する傾向があるということであった。

- Ho氏は、香港における学生らの警察に関する理解について報告された。社会正義等が警察にとっては非常に重要な命題である。この点、効率的・効果的な法執行は重要であるものの、特に大学のキャンパス等においてはそれだけが注目されるわけではなく、社会メディアによる報告の在り方が大きな影響を及ぼし、警察へのイメージが学生らに植え付けられてしまうこともあるということであった。そのため、メディアの捉え方の重要性について強調された。
- 町田氏は、何故中国では贈収賄が発生するのかについて報告された。同氏は、ドナルド・クレッチーの不正トライアングル理論を取り上げつつ、中国鉄道部の事例を用いて、中国政府の高官の間で収賄事件が多いとした上で、これは、鉄道部の幹部の行動が組織上の影響を受けている、すなわち、組織上の文化が、収賄事件が収まらない背景の一つとしてあるという報告をされた。
- Uddin氏は、バングラデシュにおける警察の軍事化と人権侵害について報告された。バングラデシュにおいては、警察が軍事手法を用いるなど、非常にアグレッシブになって人権を侵害してしまう傾向が見られるということであった。

【警察の人的資源の活用】 (コメント: Mario Gaboury)

- Kringen氏は、女性警察官の採用と警察学校における状況について報告された。警察学校における女性の訓練については3つの問題がある。まず、ジェンダーの格差に関する問題、すなわち、どのような作業が女性警察官に与えられるのかについて、元々警察学校で行われるプログラムは男性を中心に設計されているので、女性は周辺化されており、疎外感を感じているということであった。次に、同氏は、古いかたちでの方針、例えば、警察学校において女性が髪の毛を短く切るように強要されるということは、実際、警察官になってからはそのような規制がないにもかかわらず、女性が入校中に辞める要因の一つにもなっているもので、本当に有用であるのかを見直す必要があるとのことであった。さらに、女性警察官やその志望者の中には、夫のサポートがあまりなかったり、夫が警察学校を卒業しないことを望んでいたりするケースも見られるということであった。このため、女性自らの動機や意思・決意がないということではなく、周近的な要因により女性警察官が辞めたりすることもあるので、こうした事情に配慮する必要があるとのことであった。
- Chu氏は、女性警察官が仕事を続けるモチベーションやキャリアアップの向上心、ジェンダーの役割の在り方について報告された。同氏は、ドバイと台北の女性警察官の状況を比較され、非常に興味深い見解を示された。何故女性が警察官になりたいのかということ、台北では、やはり給料が安定しているので経済的な安定感を求めるということ。これに対しドバイでは、人助けなど他の動機によって警察官になりたいということであった。また、自信を持って女性警察官が仕事をしている場合には、仕事に対する高い満足感を有している、特にドバイではそうであるとのことであった。個人の仕事に対する満足度が高まれば生産性も高まり、組織全体でも効率性が高まる。また、離職率も下がる。このため、女性警察官の職場環境を考え、満足度を高めていく必要があるとのことであった。どのように自信を持たせるのか、特に女性警察官の自信をどのように高めるのかが今後の大きなテーマであるとのことであった。
- Moran氏は、法執行官のバーンアウト(燃え尽き)の症状について報告された。興味深いことに、各調査には限界があるものの、燃え尽きに関しては男女差がそれほどないということであった。調査の結果としては、まず、警察官は非常にきつくプレッシャーもあり、個人に対するストレスが多いため、それにより疲労し燃え尽き症候群になってしまう傾向が高いということであった。また、個人の家庭要因(配偶者等の有無)や周囲の社会的要因の影響を受け、燃

え尽きの症状が出てしまうこともあるとのことであった。さらに、調査により判明したのは、教育レベルが上がれば、すなわち高学歴の警察官であればあるほど燃え尽きの比率が低いということであった。

【新たな警察事象とこれへの挑戦】 (コメント：Srisombat Chokprajakchat)

- Lin 氏は、DNA データベースの構築と個人のプライバシーの問題について報告された。中国においては、DNA データベースを構築しているが、法律ができていないためにこのまま規制しないとプライバシーの侵害のおそれがあるということであった。中国の DNA データベースは、1000 万人分のデータを保有しており、それぞれ国レベル・地方レベルに階層化されており、失踪者を探すに当たって家族の DNA データ等も収集しているとのこと。こうした中で、データベース上のデータを消す際にどのような基準を用いるべきなのかについて報告された。
- 金山氏は、東日本大震災への対応に際して何故現場の警察官が職務放棄をしなかったのかについて報告された。現場の警察官（回答：480 人）へのアンケートからは、現場の警察官は家族と連絡を取れなかった場合には本当に心配で職務放棄をしたい誘惑に駆られるということであったが、それに対し、地域社会への義務・責任感、職務に対する忠誠心、警察官同士の同僚に対する連帯感がそれを食い止めたということであった。
- 山田氏は、高度な画像解析技術を活用した防犯カメラ映像の分析について報告された。最先端の技術を駆使することで防犯カメラの解析度をどのようにして高めていくのか。例えば、不鮮明な画像等を見られるようにするために、アナログをデジタルに変更するなど、様々な技法を用いた分析を行ったとのことであった。どのような照明を使っていたかによって被写体の服装の色などの認識も違ってくるケースもあるとのことであった。

【国境を越える犯罪への対策①】 (コメント：Wen-Chih Huan)

- Hanser 氏は、米国における犯罪行為の認知と予防戦略について報告された。この中では、様々なかたちで犯罪に関わる不法移民の状況や、米国で現在実施されている幾つかの取締活動について紹介された。結論としては、まず、こうした移民の取締りの現状やこれに伴う犯罪予防の効果に関しては国内でも非常に議論があり意見が対立しているということ。しかし、移民法の規定により地元警察がこれに関わる権限が与えられるということで、潜在的にはある程度成功を収めているということであった。また、これらの計画を実施するに当たっては、コミュニティのリアクションや人道的な側面に十分配慮しなければならないとの報告をされた。
- Khan 氏は、インドから考察した国境を越える人身売買事件対策について報告された。この中では、バングラデシュとインドにおける人身売買の事例について紹介された。まず、インドやバングラデシュにおいては、人身売買の通報件数が国際的にみても低過ぎることから、過小評価されている実態があるとされた。また、人身売買を訴追する制度はあるものの、実際には訴追が十分になされていない、さらに、被害者が出身国で訴追されることもあるなど、人権侵害とみられるケースも発生しているとされた。こうした中では、NGO とコミュニティベースの組織の間での連携が最も大切であるとされた。
- Shen 氏は、台中ジョイント組織犯罪対策について報告された。台湾政府は 1987 年に中国本土の親戚訪問を容認する政策を打ち出し、その結果、兩岸協定がまとまり、2009 年には捜査共助に関する条約もまとめられたが、同氏は、こうした歴史的な沿革の下での組織犯罪の共同捜査の現状について報告され、今後は、兩岸共助・協議をさらに強化しなければならないこと、

両岸において特別チームを立ち上げて治安関係の情報交換を行う必要があること、相互の司法当局間の人事交流を行う必要があること、相互の司法制度に関する比較研究を強化しなければならないことの4点を強調された。

- 岩下氏は、UNAFEI の概要について報告された。UNAFEI、通称、国連アジア極東犯罪防止研究所は、国連のプログラムの一つとして、1962年に立ち上げられ、50年以上にわたって主に途上国からの研修生を対象として様々な研修等を実施しているとのことであった。

【国境を越える犯罪への対策②】 (コメント: Prapon Sahapattana)

- Zhao氏は、中国における古美術品の略奪の状況について報告された。この種の犯罪は未だに珍しく、それほど馴染みもないので、まず、こうした類型の犯罪データを収集しているとのことであった。しかし、こうした中で、公判をベースに調査した結果、関心深いことが判明したとのことであった。すなわち、現在中国で古墳が違法に採掘されているが、これにより有罪判決を受けた者の大半は農民であり、次いで、無職者や中等教育又は初等教育しか受けていない者であるということであった。また、親戚や友人のグループにより行われることが多く、現時点で犯罪組織との関連はそれほど見られないとのことであったが、分業体制が敷かれており、例えば、海外も含め、盗難品の販売網が設けられているとのことであった。
- Lejeune氏は、大量破壊兵器の拡散防止と警察活動について報告された。現在、従来と比べると、大量破壊兵器の製造や入手、他国への輸送が容易となった。こうした拡散を支援する資金も潤沢に提供されており、例えば、ビットコインの事例にも言及しつつ、その資金が移転されることも容易となったということであった。この大量破壊兵器の問題は今後ますます深刻化すると思料されるため、各国間での協力や国際機関の間での協力が必要であるとされた。
- Aminul氏は、バングラデシュにおける密輸の現状について報告された。例えば、インドとバングラデシュの国境は4165kmにも及んでいるが、現在、国境沿いにフェンスを建設して厳しく取り締まっており、2000年から2011年までの間に1000人も密輸者が射殺されているということであった。ただ、それでも、薬物、兵器、人身、爆発物等の密輸が続いているとのことであった。さらに、バングラデシュにおける人口に対する警察官の比率は、1億6000万人に対して15万人、すなわち、450人に1人であり、勧告されている比率には到達していないとされた。こうした現状を踏まえ、今後は、国家間におけるより連携や警察官の訓練、科学捜査のための施設の整備更新、法律・国際条約の更新等が必要であるとされた。

【薬物対策の展開】 (コメント: Peter Lejeune)

- Rieders氏は、新たな脅威として、デザイナードラッグ、特に合成マリファナの問題について報告された。この中での最も重要なメッセージは、その影響が分からない、すなわち、これらは、天然のものと異なり、依存症や偶発的な死亡を発生しかねないということであった。しかし、少なくとも米国内ではこれらのドラッグの大半が指定薬物とされていないために取締りができないことが問題となっており、また、例えば、「バスソルト」といった誤解を招くような名称も使われており、法律の網を回避する動きも見られるとのことであった。
- Kuanliang氏は、タイにおける薬物対策の投資利益率の測定に関する調査について報告された。現時点で、供給源を断つための対策に関しては、その効果が判然としないものの、薬物の需要を抑制するための対策に関しては、ハードドラッグについては奏功しているとのことであった。今後は、ソフトドラッグに関する教育を充実させなければならないとされた。

- Srisombat 氏は、3 地域 14 カ国を取り上げ、薬物対策の医療的な側面について報告された。英国におけるメタドンの使用や、オランダにおける非犯罪化プログラムに触れつつ、薬物の禁止によってそのマーケットのコストが上昇すること、さらに関心深いことに、過剰摂取が増えるということが示された。また、薬物を購入する資金が必要となるために対物犯罪が増えるということが示された。被害の減少との相関関係が明白ではないので、引き続き調査を要するが、今後の道のりは決して楽ではないということであった。
- Chen 氏は、台湾における厳格な薬物規制に対する警察官の意識について報告された。結論として、警察官の意識としては、必ずしも薬物規制の強化を推奨しておらず、薬物規制の正当性についての相関関係が判然としていないということであった。こうした中で、警察はそうした現状を理解しなければならない、また、若い警察官と高齢の警察官との間でどのような戦略を採るのかについての合意をまとめなければならないとされた。

【サイバー犯罪対策の展開】 (コメント: Christopher Sedelmaier)

- 高橋氏は、日本の警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センターの概要について報告された。同センターにおいては、携帯機器やナビゲーションシステム、ネットワークの解析等に関する研究を行っているほか、サイバー犯罪の捜査に従事する警察官を対象に研修を行っているということであった。
- Na 氏は、サイバー犯罪の現場におけるクルーマイニングについて報告された。自らが携わった、不純物混合酒の販売店舗に対する捜索を例に挙げ、現場においては、伝統的な物証のみならず、コンピューターに関連する証拠をいかに探索するのが重要であるとされた。
- Hwang 氏は、台湾で実際に直面している、オンライン・オフラインによる DDoS 攻撃の脅威について報告された。現在、台湾においては、DDoS 攻撃を謀る者が SNS を通じて幅広くこれを呼び掛けており、こうしたオンラインとオフライン双方による攻撃への取締りを行っている一方で、正にイタチごっこの状況が続いており、罰則の厳格化も追い付いていないということであった。オンラインとオフライン双方による DDoS 攻撃への罰則は通常のオンラインのみによる DDoS よりも軽く、また、不特定多数の者が関与することから、罰則の適用にも困難が生じているとのことであった。

## 「日本の犯罪情勢と今後の課題」

警察大学校警察政策研究センター主任教授 小柳津 直哉

### 1 はじめに

本日は、「日本の犯罪情勢と今後の課題」をテーマに、大きく3点についてお話したい。1つには、現在の犯罪情勢として、刑法犯認知件数全体は減少しているものの、国民の不安感の解消等の面ではなお課題があるということ。2つには、より詳細な分析をすると、女性・子ども・高齢者といった弱者が犯罪の脅威に晒されているということ。3つには、我々の将来の課題として、「自由と安全のバランス」こそが重要であるということである。

### First things first -Conclusion (まずは、結論)

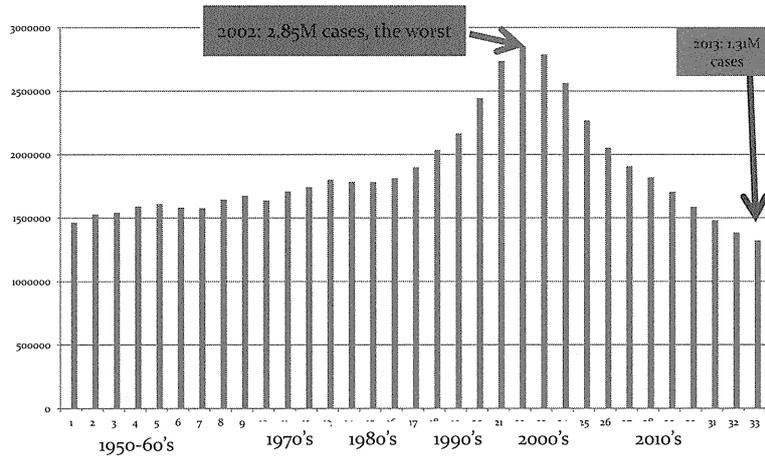
- I While the statistical number of crime cases in Japan is decreasing ... (治安は数値上改善してはいるが、)
- II ...Modern crimes are victimizing vulnerable members of society.  
(弱者を狙う傾向)
- III Our challenge to balance “freedom” and “security”.  
(自由と安全のバランス)

### 2 犯罪情勢

まず、犯罪統計についてであるが、これは、全体の刑法犯認知件数を示したものである。御覧のとおり、史上最悪であったのは2002年で約285万件であった。しかしその後、減少に転じ、昨年(2013年)は約132万件であった。このとおり、全体の傾向として、我が国の刑法犯認知件数は減少してきており、ピーク時に比べると半分以下となっている。本日、世界各国からお集まりの皆様に対して、数値はこのとおり好転してきていることをまずは紹介したい。

## Crime Statistics in Japan (刑法犯認知件数)

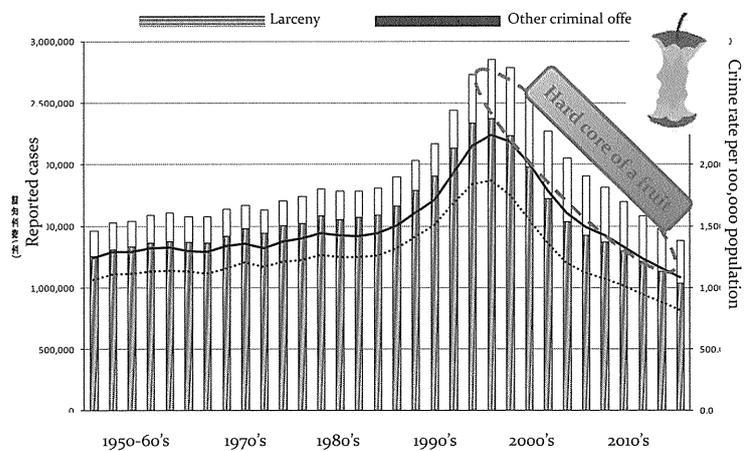
Changes in number of reported crime, arrest, arrested person and arrest rate



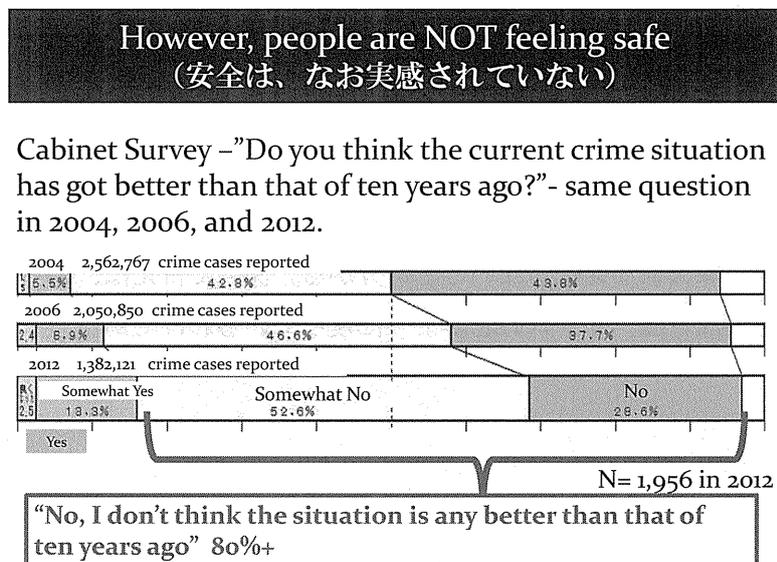
しかしながら、次のスライドを続けて御紹介したい。これは、今しがた御覧いただいたものと同じ刑法犯認知件数を示したグラフを、犯罪類型別に色のみを変えたものである。黒が窃盗犯、白がその他刑法犯（凶悪犯、粗暴犯等）である。こうして黒と白のそれぞれの部分の高さを比較すると、全体の減少は黒の部分の背が低くなっていることによるであって、白の部分の背は低くなっていないのは御覧のとおりである。すなわち、窃盗犯は減ってきている一方で、その他刑法犯の数には大きな変化がないことが分かる。例えて言えば、柔らかい部分は減ったけれども、その他の部分は、リンゴの芯のように残っているわけである。

## Crime Statistics in Japan (刑法犯認知件数)

Changes in number of reported crime, arrest, arrested person and arrest rate



また、国民の不安感は、刑法犯認知件数の減少から期待されるほどには解消されていない。このスライドは、内閣府等による「治安に関する特別世論調査」のうち「ここ10年間で日本の治安はよくなったと思いますか。悪くなったと思いますか」という問についての、2004年、2006年及び2012年の回答結果を示している。この回答結果から、刑法犯認知件数の増減と、人々の不安感との関係について考察してみたい。2004年は、刑法犯認知件数は約256万件を数え、この間に対して「悪くなった」又は「どちらかと言えば悪くなった」と回答した人の割合も高く、86%以上であった。しかし、興味深いことに、刑法犯認知件数は約138万件にまで減じた2012年について見ても、同じ質問に対し同様に否定的な回答をしている人の割合は、2004年に比しても大きな減少を見せず、なお8割を超えたままであった。すなわち、刑法犯認知件数は2004年から2012年にかけてほぼ半減しているにもかかわらず、8割以上の人々が不安を訴えている状況に大きな変化は見られないのである。これは、特筆すべきことである。この点、私は、国民の不安感は十分に解消されていないと評価している。



さらに、人や情報のボーダレス化・広域化、情報通信技術の発展による情報化、高齢化社会の進展、社会における規範意識の低下や地域の連帯感の希薄化、景気の低迷等の社会の変化は継続しており、将来における治安の悪化につながりかねない要因は、依然として内在又は深刻化している状況にある。今後、このような要因が、犯罪を行おうとする者にとって有利に働くとともに、社会全体の犯罪に対する耐性を弱めてしまうことも懸念される。そして、これらのことが再び急激な治安悪化を引き起こすおそれもあり、現状の犯罪情勢は決して楽観できるものではない。

New Social Elements to Threaten Future Crime Situation  
(社会の変化、再度の治安悪化の要因)

- Global society (国際化)
- Information-oriented society (情報化)
- Aging society (高齢化)
- Urbanization and weaker community bond (地域の紐帯の弱体化)
- Economic recession (不況)
- Society on recovery from the earthquake (震災)

### 3 女性・子ども・高齢者を狙う犯罪

より厳密な分析をしてみたい。まず、結論を申し上げますと、現代においては、社会の弱者といわれる者、すなわち、女性や子ども、高齢者がより多くの犯罪被害に遭うようになってきている。以下、女性、子ども、高齢者ごとに関連する統計を紹介していきたい。

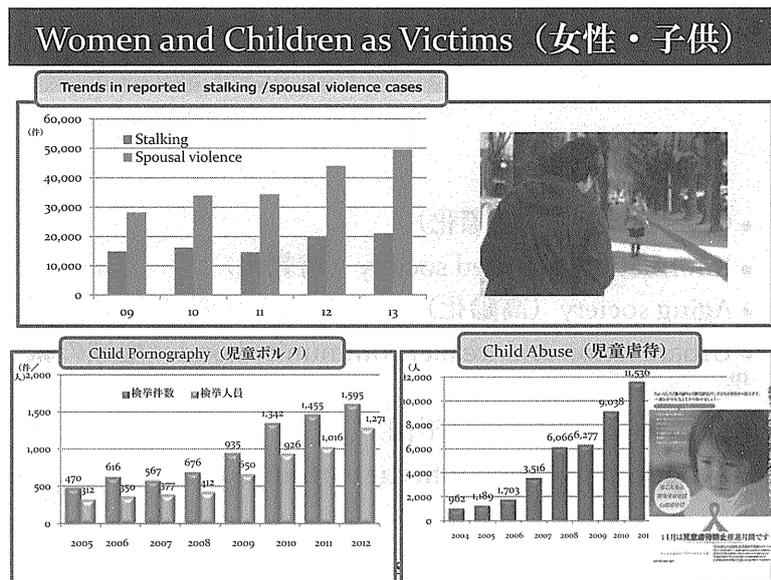
Further Analysis about Each Crime  
(仔細な分析)

More and more modern crimes are victimizing  
VULNERABLE members of society

-Female, Children, and Elderly People (弱者を狙う犯罪)

"All happy families are alike; each unhappy family is unhappy in its own way"  
Leo Tolstoy, *Anna Karenina*  
「幸福な家庭はすべて互いに似ているが、不幸な家庭はみなそれぞれである。」  
トルストイ「アンナ・カレーニナ」

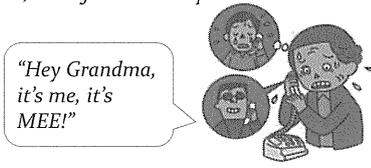
これは、女性と子どもの代表的な犯罪被害の件数を示したものであるが、御覧のとおり、ストーカー・DV、児童ポルノ・児童虐待等が大きな問題となっている。



また、高齢者は、振り込め詐欺を始めとする詐欺的事犯の被害に遭いやすい傾向にある。なお、うち例えばオレオレ詐欺は、古典的には「おばあちゃん、自動車事故を起こした。今すぐお金が必要だ。じゃないと訴えられてしまう。だからすぐにこの銀行口座にお金を送って」などの口上であるが、私がこれまで各国の実務者・研究者等とお話ししてきた限りでは、日本のみならず諸外国でも問題となっていると聞いている。

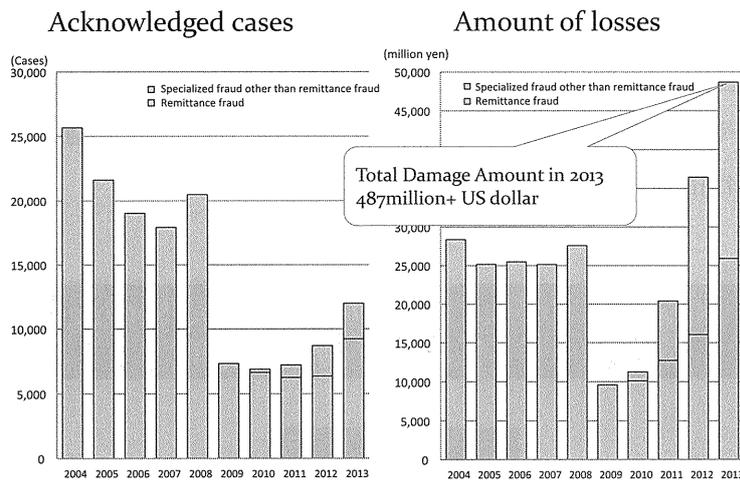
### Elderly People as Victims (高齢者)

- “Hey Grandma, it’s me. I stole some money from the company, and I’ll be arrested if I don’t pay it back straight away. Could you transfer the money into the following account for me?”
- “You have not paid the fee for the adult site you viewed. Please remit the fee immediately.”
- “This is the bank. We will lend you money at a low interest rate, so please remit a security deposit.”
- “This is the Tax Office. We will provide you with a tax refund, so please go to an ATM, and follow the procedure I’ll give to you.”



昨年（2013年）の我が国における電話による詐欺の総被害額は、約4億8,700万米ドルであった。課題は、ローリスク・ハイリターンな構造をいかに打破するかである。これは、我が国の警察における一番ホットな課題の1つとなっている。

### Losses from Telephone Fraud (特殊詐欺の被害)



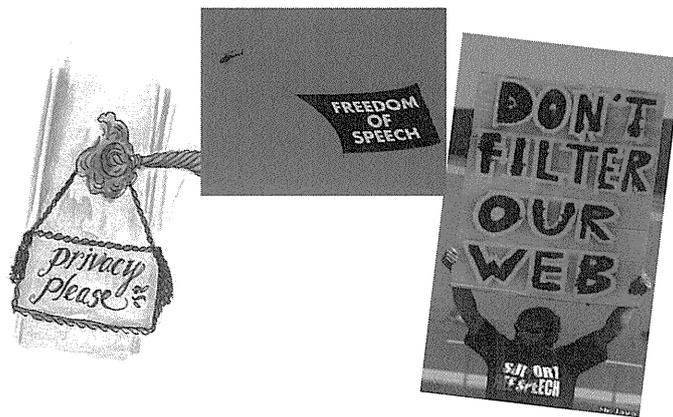
#### 4 我々の将来の課題

これら新しいタイプの犯罪の共通点として、家の中や、「サイバー空間」において発生しているということが挙げられる。「弱者」を被害者とする犯罪の深刻化については、従来の、個々の犯罪・罪種に対する対症療法的な対策によっては十分に解消できないものと考えられ、被害に遭いやすい「弱者」の特徴を踏まえた包括的・効果的な予防方策の検討が必要であり、同時に、「弱者」を生みやすく犯罪を発生・継続させやすい「場」に着目した横断的な対策が求められていると考える。



また、犯罪対策は、広く国民の生活全般に関係するものであるため、内容・進め方について様々な意見があり得る。特に、「予防」のための措置は、「安全」を向上させ、国民が安心して「自由」に行動できる範囲を広げる一方で、その性質上、犯罪発生後の措置に比べて、より広い範囲の国民の「自由」に対する一定の制約を伴う可能性がある。「安全」を考えるに当たっては、プライバシーや言論の自由等を含めた「自由」とのバランスを考慮しつつ、双方が両立するような着地点を目指すことが不可欠である。

...Classic Values to Protect, in “Closed Settings”  
(・・・伝統的な価値の尊重)



以上、3点についてお話した。アジア警察学会の機会に、世界各国からお集まりの皆様の御意見もうかがいたい。

## 日本における警察捜査をめぐる現状と課題

警察大学校刑事教養部長兼警察政策研究センター政策調査官 村田 達哉

### 1 はじめに

私からは、最近の日本における警察捜査をめぐる現状と課題について報告する。特に、近時、法制審議会に、新しい時代の刑事司法制度の在り方について調査・審議する特別部会が設置され、約3年間にわたって、取調べと新たな捜査手法を中心に活発な議論がなされ、先般、その調査審議の結果が公表された。近く、この結果に沿った制度改正も見込まれており、この内容を意識しつつ、報告させていただく。

### 2 これまでの警察捜査

日本における警察捜査の特徴としてまず挙げられることは、これまで（被疑者）取調べが非常に大きな役割を果たしており、また、大半が自白事件であったということである。特に強制事件においては、原則として、1事件につき最長23日間の身柄拘束が認められ、その間の取調べにおいて、事実関係はもとより、動機・背景など詳細な聴取が行われ、これが我が国のいわゆる「精密司法」を支えていた。他方で、こうした捜査の在り方に対しては、「自白偏重」との批判がかねてから根強くあり、警察としても、客観的証拠を収集する努力を重ね、例えば、指紋、DNA型鑑定などの研究や制度的基盤の整備を進めてきたところである。

### 3 最近の警察捜査をめぐる状況

#### (1) 取調べの録音・録画

ここ数年の間に、違法な取調べや虚偽自白による数件の深刻な無罪事件、冤罪事件が発生・判明し、警察や検察の取調べの適正化や、自白の任意性・信用性の立証に在り方に関して、部内外で活発な議論がなされた。また、2009年5月から、裁判員制度が導入されるに際し、素人である裁判員に対する被告人供述の任意性・信用性の立証方法としての取調べの録音・録画が議論された。

これに対し、警察としては、取調べの録音・録画によって、

- ・ これまでのように取調官との間に築かれた信頼関係の下で得られてきた供述を被疑者から得られなくなるのではないか
- ・ 特に、組織犯罪で、報復等を畏れて黒幕（首謀者）に関する供述を得にくくなるのではないか
- ・ 被害者等のプライバシーを侵害する供述がそのまま記録され、それが公判に出ることなどにより、被害者が捜査に協力しなくなったり被害を申告しにくくなったりするのではないか

などの弊害が懸念され、慎重な立場をとってきたが、そのメリット・デメリットを検証するため、2008年から取調べの録音・録画の試行を開始したところである。

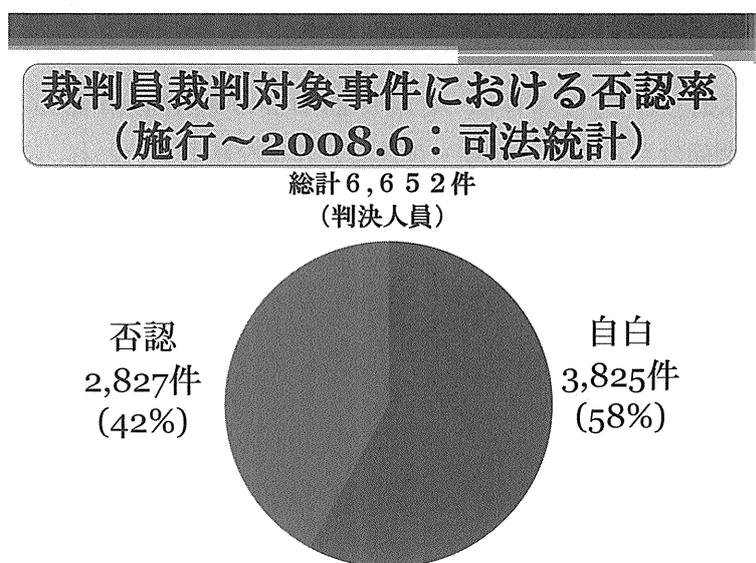
当初は、裁判員裁判対象事件のうち、自白事件の一場面についての録音・録画から始めた

が、その後、否認事件や場面数の拡大など、試行の範囲を拡大しているところである。

近時、こうした試行結果も踏まえつつ、取調べの録音・録画の在り方について、裁判官、検察官、弁護士、警察などの実務家や学者、有識者らを構成員とする法制審議会特別部会で議論が重ねられ、裁判員裁判対象事件等の身柄拘束中の取調べについては、一部の例外を除き、全て録音・録画することを義務化すべきとの結論に至り、近く、制度改正がなされる見通しとなっている。

取調べの録音・録画による弊害の懸念は、試行結果からも拭い去ることのできるものとはなっていない。しかし、この制度改正はもはや避けて通ることのできない状況にある。

また、それ以外の点でも、取調べをめぐる環境が大きく変化してきており、ここでは、その詳細を申し上げる時間はないので、その1つの表れとして、ここ数年の自白・否認事件に関する数字についてだけ言及しておく。



検察庁における終局総人員における自白事件・否認事件の割合は、従来から9割以上が自白事件で、否認事件は1割に満たなかったわけですが、ここ数年、否認事件の割合が6%台から8%台へと増加している。また、このうち、裁判員裁判対象事件について取り出してみると、否認事件の割合はずっと多く、制度開始以来、4割以上が否認事件となっている。

こうした取調べをめぐる厳しい状況の中で、いかに適正にかつ有効な取調べを行っていくかは、今、警察捜査において最大の課題と言える。

## (2) 客観的証拠の収集分析

これまでの警察捜査において、被疑者取調べ、すなわち、自白の比重が大きかったことは申し上げた。しかし、ただいま申し上げた「取調べの録音・録画」を始めとする様々な要因によって自白を得ることが困難になってきた、あるいは今後一層困難になることが予想されることや、刑事裁判において客観的証拠が一層重視されるようになってきていることなどが

ら、客観的証拠の収集・分析能力を一層向上させていくことが、警察捜査の大きな課題となっている。

客観的証拠には、犯人が現場に残した各種の証拠物件、指紋等様々なものがあるが、そうした中で、今、「三種の神器」などと言われているものが、DNA型、防犯カメラと携帯電話又はビッグデータである。これらの収集・分析は、今や、多くの重要事件の捜査において、不可欠なものとなっているものの、課題も少なくない。短い時間にその全てに触れることはできないが、それぞれについて要点を申し上げる。

## ア DNA 型鑑定

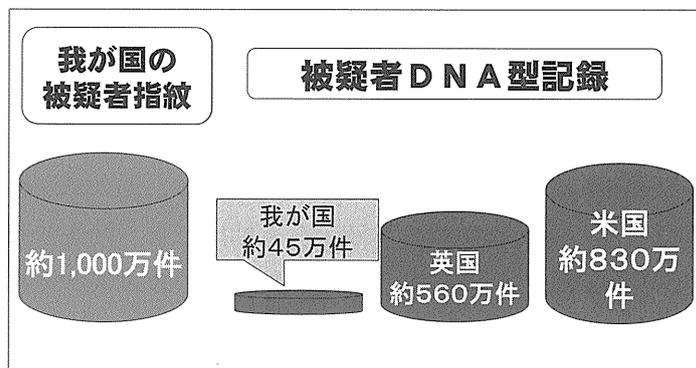
現在日本の警察捜査において行っている DNA 型鑑定は、個人識別精度が4兆7千億分の1で、かつ、遺留された毛髪や微量の体液からも抽出でき、捜査の強力な武器になっている。その一方で、指紋のように逮捕した全ての被疑者のDNA型を採取する制度にはなっておらず、被疑者DNA型のデータベースへの登録件数は、データベースの構築を開始して以来、急速に増えつつあるものの、未だ約45万件と、指紋の1,000万件に比較して極めて貧弱なものにとどまっている。イギリスやアメリカと比較しても、この数字が極めて少ないものであることは明らかである。これは、制度の問題であると同時に、時間の問題という側面もあるが、被疑者DNA型の登録件数を充実させ、遺留DNA型が採取でき、それが前歴者のものであれば、指紋と同様、容疑者を特定できるというかたちになれば、さらに捜査に大きく貢献するものと期待される場所である。

一方で、DNA型鑑定を実施するためには、人員と予算を要する。また、DNA型鑑定は、その鑑定の信頼性を確保するためにも、資格を持った専門家によって行われる必要がある。捜査側からのDNA型鑑定のニーズは増加の一途をたどっており、捜査側から鑑定してもらいたい件数に対し、鑑定側の体制はいまだ十分とは言えない状況にある。DNA型鑑定を行う専門家の更なる育成、予算・体制の確保も課題となっている。

### DNA型記録の登録の推移



## 指紋・DNA型記録データベースの比較



### イ 防犯カメラ

防犯カメラについては、ここ数年、国民の安全・安心への関心の高まりなどから設置台数が急増し、捜査の大きな武器となっている。また、防犯カメラ映像から顔画像を抽出したり、人物同一性を解析したりするなどの技術開発も進んできており、さらに強力な武器となることが期待されている。ただし、民間が設置・管理する防犯カメラの画像は、短期間で上書き消去されてしまうことから、いかに初動捜査の段階で適切に防犯カメラ画像を収集・分析するか、が捜査の鍵になっている。都道府県警察によっては、防犯カメラ画像を収集、分析する専門の部隊を設置するところも増えている。

一方、防犯カメラの見誤りなどから、誤認逮捕する事例も発生しており、防犯カメラ画像の吟味やこれに頼りすぎないことなどの留意点についての指導も徹底する必要があるところである。

### ウ 携帯電話等

携帯電話の普及は、今やどこの国でも急速に進んでいると思うが、これには、通話、メールを始めとする膨大な個人情報が蓄積されている。また、インターネット上の取引の増加や、クレジットカード、交通系カード、ポイントカード等のカードの普及により、民間事業者には多くの個人情報が蓄積されている。こうした電子機器、カード等は、犯行そのものや犯行に密接に関わるかたちで使われることも、当然少なくないわけで、どこにどのような情報があるかを把握し、民間事業者の協力を得ながら、これらの情報をどのように捜査に活用していくかは、喫緊の課題となっている。

また、こうしたデータの活用に当たっては、消去、改変等の問題があり、データを迅速、的確に収集・保全し、かつ、分析、評価するため、デジタル・フォレンジックに関

する捜査員の知識・能力を向上させることも合わせて課題となっている。

さらに、もう一つ付け加えれば、こうしたデータ、とりわけインターネット上を行き交うデータについては、国境を越えて、データが保存されている場合が少なくない。国外に捜査が及ぶ場合には、国の主権の問題が生じ、国と国との間の協力関係なくして、捜査を進めることができないが、その一方で、現在の国際捜査協力の仕組みは、インターネット時代に見合ったものとなっているとは言い難く、国際社会で解決しなければならない問題であると認識している。

## エ 通信傍受

これらに加え、新たな捜査手法として、取調べの録音・録画とともに、法制審議会特別部会で議論されたのが、通信傍受である。

日本における通信傍受は、悪質・巧妙化の進む組織犯罪に対処するため、平成11年に法律（通信傍受法）が制定され、これに則って実施しているが、通信傍受を実施することのできる罪種として、組織的な殺人、薬物・銃器犯罪、集団密航の4罪種に限られている上に、通信事業者等の立会を必要とするなどの制約があり、その実施頻度は、事件数にして年間10事件程度（通信傍受法が施行された平成12年から昨年末まで、全て合わせてわずか88事件）にとどまっており、非常に使い勝手の悪いものとなっている。

現在、日本では、特殊詐欺による犯罪被害額が年間数百億円単位で発生し、かつ、件数、被害額ともに増加傾向にあり、治安上の大きな課題になっている。その多くは、組織的、かつ、犯行グループは携帯電話などの通信手段によって結び付いているが、現制度の下では、通信傍受を行うことはできず、犯行を指示している首謀者らの検挙に困難をきたしている状況にある。

特別部会では、警察側からこうした現状を説明し、組織的に敢行される特殊詐欺を含め、通信傍受を行える罪種を拡大するとともに、通信傍受を実施する上での制約となっていた通信事業者等の立会を不要とすべきとの結論に達した。これに則った制度改正が行われれば、特殊詐欺を始め、組織犯罪捜査において、その中枢を叩くための大きな武器になるものと期待される場所である。

## 4 終わりに

社会の変化に大きな制度改革が加わり、日本における警察捜査を取り巻く環境が大きく変化している。ここ約10年の治安対策によって、一時急速に悪化した日本の犯罪情勢は、落ち着きを取り戻している。しかし、治安を維持し、国民の安全で安心な暮らしを守っていく上で、警察の捜査力、犯人を検挙する力は、その大前提である。現在の環境変化への対応を誤れば、警察の捜査力が大きく減退し、再び治安の悪化を招くことも懸念される。警察としては、先を見据えた手を迅速、的確に打っていくことが重要であり、また、合わせて、1人1人の捜査官の能力を高めていくこと、とりわけ、新たな時代に適った能力を備える捜査官を育成していくことが重要である。自らも、そうした捜査幹部の育成の一端を担う立場にある者として、その任の重さを感じているところである。

## 「取調べ技術総合研究・研修センター」の概要

警察大学校取調べ技術総合研究・研修センター教授 福武 誠之

### 1 はじめに

今回、私が報告する内容は2つであり、1つ目は、警察大学校取調べ技術総合研究・研修センター（以下「センター」という。）の概要、すなわち、センターが設置された経緯や主な業務について、2つ目は、センターの主要な任務である研修の概要についてである。

### 2 センターの概要

まず、センターの概要について説明する。

#### (1) 設置経緯

センターは平成25年5月に警察大学校に設置された。従って、センターは誕生してから1年半の新しい組織である。日本警察の取調べ技術を向上させるために、私たちセンター職員は、今後もさまざまな努力をしていくつもりである。このようなことから、今回報告する内容はあくまで現時点の状況であること、さらに、今後に変更があるかもしれないことをあらかじめご理解いただきたい。

現在、日本警察は、取調べ技術の向上とその技術の組織的な伝承について努力しているが、その背景事情は次のとおりである。

これまで、日本警察では、警察官が取調べ技術を習得するに当たって、主として捜査経験豊富な先輩の警察官が実際に取調べをしている状況を見て学んでいた。つまり、取調べ技術は、実際の職場での経験、OJT (on-the-job training) によって伝承されてきた。しかし、ここ数年、日本警察は多くの警察官が定年退職する時期を迎えている。その影響により、経験豊富な熟練の警察官がどんどん定年退職している。その一方で、多くの若い警察官が採用され、警察官の世代交代が急速に進んでいる。したがって、捜査経験が豊富な先輩警察官が未熟な若手警察官に実際の取調べを通じて取調べ技術を教えるという、OJTによる取調べ技術の伝承には、限界が生じてきたところである。

このようなことから、次世代を担う若手警察官に取調べ技術を伝承するには、OJTだけではなく、組織的な取組みをより一層進める必要が生じてきた。併せて、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るために心理学的知見も取り入れることとし、取調べ技術の高度化を推進することとした。このような事情を踏まえ、組織的な取組みの一つとして、警察大学校にこのセンターが設置された。

## (2) 業務内容

センターの主要な業務は、警察官に対して取調べ技術に関する研修をすることや、必要な調査・研究を実施することである。まず、その前提として、センターの職員について説明する。現在、センターには、私を含めて4人の警察官が勤務している。また、心理学的知見を取り入れるために、警察庁の附属機関である科学警察研究所に所属する心理学の専門家と連携して、研修を実施している。

### ア 研修対象者

研修の対象者は、それぞれの都道府県警察において取調べに関する指導を担当する警察官である。つまり、センターでは、都道府県警察における取調べに関する指導者を養成している。この研修を受けた警察官が地元に戻ってから研修内容を若手警察官などに指導することにより、組織的に取調べ技術を伝承することができる。

### イ 研修人数・期間

現在、センターでは1年間に6回の研修を実施しており、1回の研修人数は約10名で、少人数にしている。少人数にしている理由は、研修効果を高めるためである。1回の研修期間は約1週間である。

### ウ 研修内容

研修は、講義と研修生自身が参加するロールプレイングで構成されている。

#### (ア) 講義

講義では、研修生が取調べ技術に関する心理学などの知識を身に付けるため、私たちセンター職員や心理学の専門家などから教養を受ける。そして、この講義で心理学などの基礎知識を学んだ後に、研修生自身が取調べのロールプレイングを行い、研修の効果を高めることとしている。

#### (イ) ロールプレイング

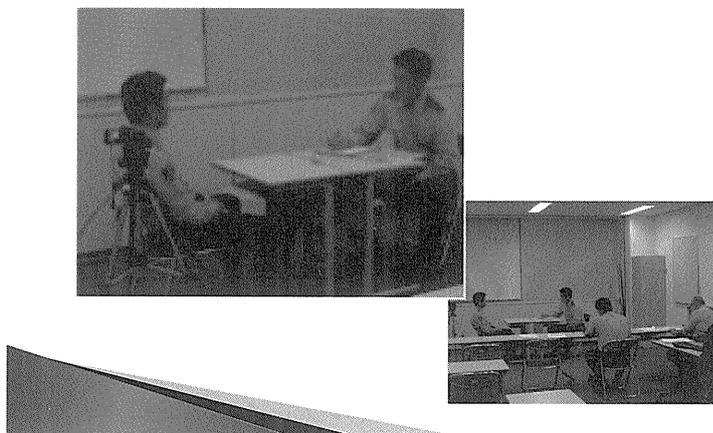
ロールプレイングは、研修生自身が取調べ官役、被疑者役、目撃者役をそれぞれ演じ、講義で学習した知識を使いながら、心理学的知見を踏まえた取調べ技術を体験を通じて習得するものである。現実にかかるような事件を想定し、複数の研修生がそれぞれの役を演じ、疑似体験を通じて技術を習得することを目標としている。

これが、実際の研修でのロールプレイングの状況を示したものである。左上の写真を御覧いただきたい。向かって右側が取調べ官役の研修生で、左側が被疑者役の研修生である。あらかじめ用意された想定に基づき、約30分間、模擬取調べを実施する。その取調べ

べの状況はビデオカメラで撮影する。撮影する理由は、後で他の研修生や私たち職員、心理学の専門家はその映像を見て評価し、結果をフィードバックするためである。

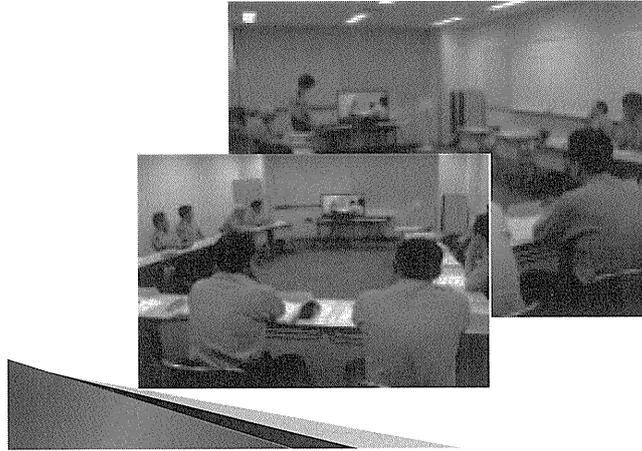
また、右下の写真をご覧いただきたい。このロールプレイングは、3名又は4名の研修生が1グループとなって実施する。写真には、取調官役と被疑者役の研修生のほか、2名の研修生が写っている。この2名の研修生はビデオカメラの操作や時間の計測をするほか、この模擬取調べの評価をする。このグループの中で研修生全員が順番に取調官役と被疑者役となって疑似体験することにより、研修効果を高め、技術が習得できるようにしている。

## ロールプレイングの状況 1



さらに、この写真は、研修生全員と私たち職員がロールプレイング後に集まって、各グループが撮影した映像を見てレビューしている状況である。取調官役を演じた研修生は自分自身の観察ができないことから、撮影された自分の映像を見て、取調べの際の姿勢や態度、質問方法を客観的に観察することができる。また、他の研修生や私たち職員が評価することにより、本人にフィードバックされて、自分の良いところと悪いところに気付くことができる。このように、研修生自身で考えて評価することで、さらに研修効果を高めることができると考えている。

## ロールプレイングの状況 2



以上のとおり、研修内容は、講師や心理学の専門家らによる講義と、研修生が参加するロールプレイング、レビュー、フィードバックという一連のプログラムによって構成されている。

### 3 おわりに

当センターは、引き続き、このような研修を実施し、各都道府県警察の指導者を養成し、さらに彼ら指導者が地元の若手警察官にその技術を伝承することによって、日本警察全体の取調べ技術の向上に貢献していきたいと考えている。

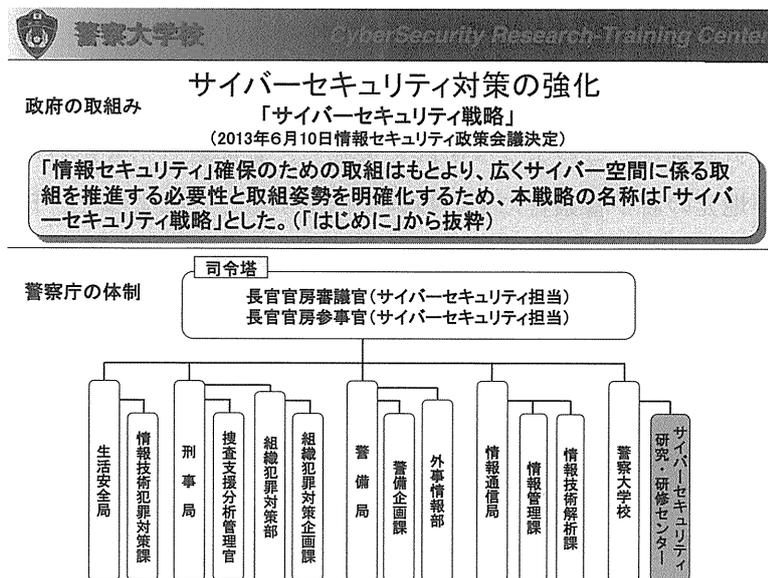
## サイバーセキュリティ研究・研修センター概要 ～サイバー犯罪対策の新たな展開に向けて～

警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センター解析研究室長 高橋 正樹

### 1 センターの設置経緯

インターネットに代表される情報通信技術の進展とともに、サイバー空間では次々と新たなサービスや技術が現れており、その利便性が向上する反面、これらを悪用したサイバー犯罪・サイバー攻撃の手口も日々新たなものが出現している状況にある。

政府においては、2013年6月に情報セキュリティ政策会議において「サイバーセキュリティ戦略」を策定したところ、警察においても、サイバー空間の脅威に的確に対処すべく総合的な対処能力の強化を図るため、警察庁にサイバーセキュリティを専任で担当する審議官と参事官を設置し、サイバーセキュリティに係る司令塔機能の強化を図るとともに、関係する各部門から成るサイバーセキュリティ体制が発足した。その体制の下、2014年4月、警察大学校サイバーセキュリティ研究・研修センター（以下「センター」という。）が設置された。



### 2 センターの任務

センターの任務は2つある。1つは、民間の優れた知見を取り入れ、サイバー犯罪等に悪用され得る最先端の情報通信技術や、各種電子機器等に係る電磁的記録の解析等に関する研究を行うということ、2つは、全国の警察職員を対象にサイバー犯罪等に関する高度かつ実践的な訓練を実施するなど、サイバー空間における警察全体の対処能力の向上に必要な研修を行うことである。



サイバーセキュリティ研究・研修センターとは

サイバーセキュリティに関する研究と研修を行う組織として、2014年4月に警察大学校内に新設された。

任務

- I 民間の優れた知見を取り入れつつ、サイバー犯罪等に悪用される最先端の情報通信技術、各種電子機器等に係る電磁的記録の解析等に関する研究を行う。
- II サイバー犯罪対策やサイバー攻撃対策に専従する捜査員を始めとする全部門の捜査員を対象に、実事案を想定した実践的な訓練を行うなど、サイバー空間における警察全体の対処能力向上に必要な研修を行う。

3 体制

当センターは、これを統括する所長の下、解析研究室と捜査研修室の2室で構成されている。

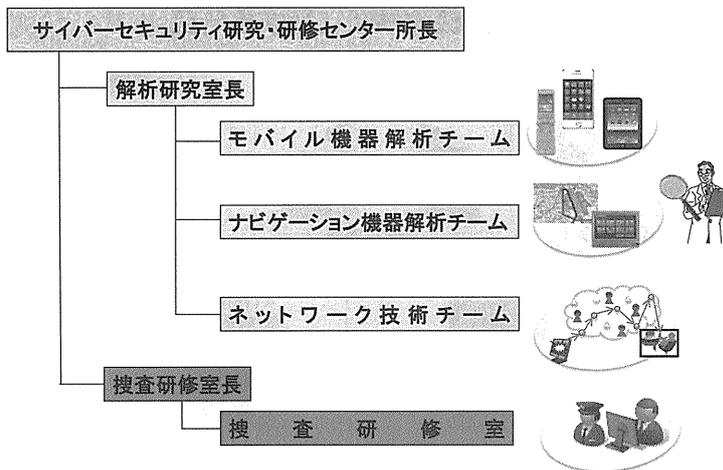
(1) 解析研究室

ア 構成

まず、解析研究室は、携帯電話機、スマートフォン、携帯情報端末等の解析手法を研究する「モバイル機器解析チーム」、自動車に搭載されたカーナビゲーションシステム等の解析手法を研究する「ナビゲーション機器解析チーム」、ネットワーク技術を利用したサイバー犯罪、サイバー攻撃に係る技術的手法を解明する「ネットワーク技術チーム」で構成されている。



サイバーセキュリティ研究・研修センターの体制



## イ 研究内容

解析研究室においては、主に3つの項目、電子機器等の解析に関する研究、サイバー犯罪に悪用され得る技術の調査・研究、サイバー犯罪等捜査に活用し得る技術の調査・研究について、警察独自のみならず、民間の有する最新の優れた知見を活かしながら、それぞれ行っている。以下、研究の一端を紹介したい。



### 解析研究室

- 電子機器等の解析に関する研究  
各種電子機器からの電磁的記録の抽出、可視化及び可読化に関する研究
- サイバー犯罪に悪用され得る技術の調査・研究  
匿名化通信技術、ぜい弱性攻撃技術等に関する調査・研究
- サイバー犯罪等捜査に活用し得る技術の調査・研究  
揮発性情報の解析手法、履歴等の解析手法の確立・解析の効率化に関する研究

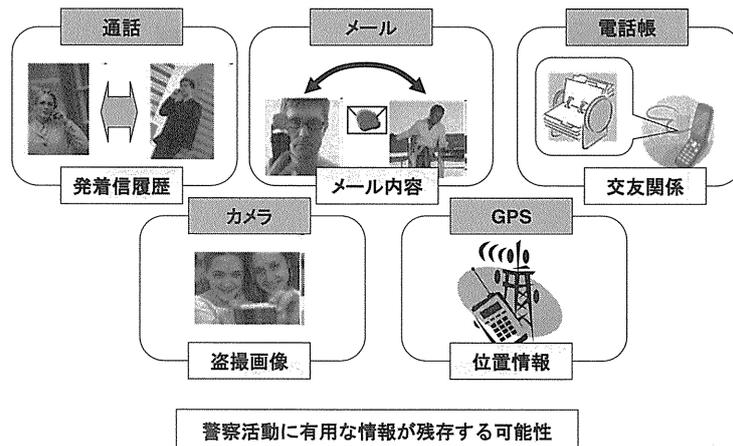


#### (7) スマートフォンを含む携帯電話機の解析に関する研究

御存知のとおり、携帯電話機は、私達の生活になくってはならないものになっている。また、老若男女を問わず、これを使っており、勿論、その中においては、犯罪者も含まれる。携帯電話機は、非常に多機能になるとともに、ここに示すような警察活動に有用な情報が残されている可能性もあることとなる。

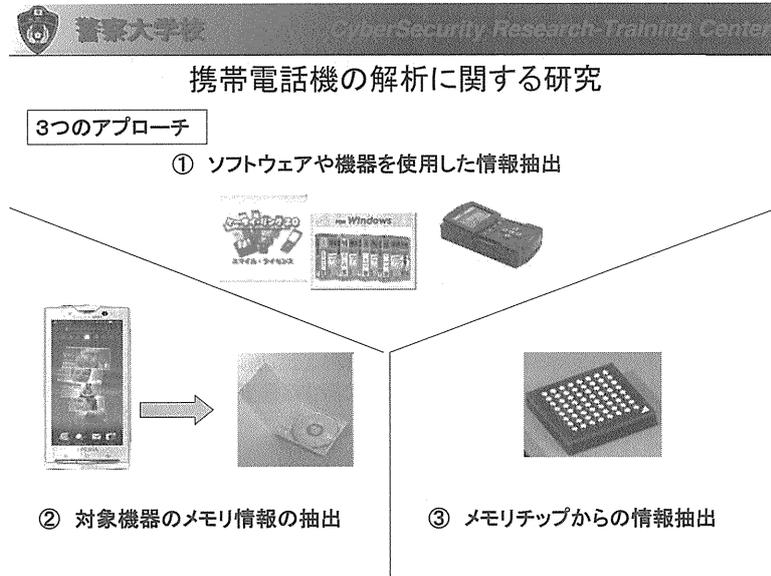


### 携帯電話機の解析に関する研究

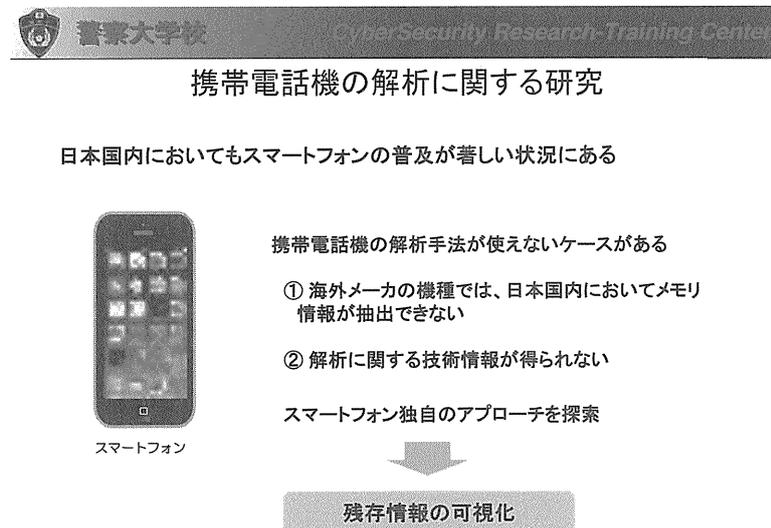


携帯電話機を解析する方法には、3つのアプローチがある。

1つは、市販されているソフトウェアや、専用の機器を使用した手法である。2つは、対象機器のメモリ情報を抽出して解析する手法である。3つは、対象機器が作動しない場合など、情報が記録されたメモリーチップを取り外し、専用の機器を使って読み取る手法である。

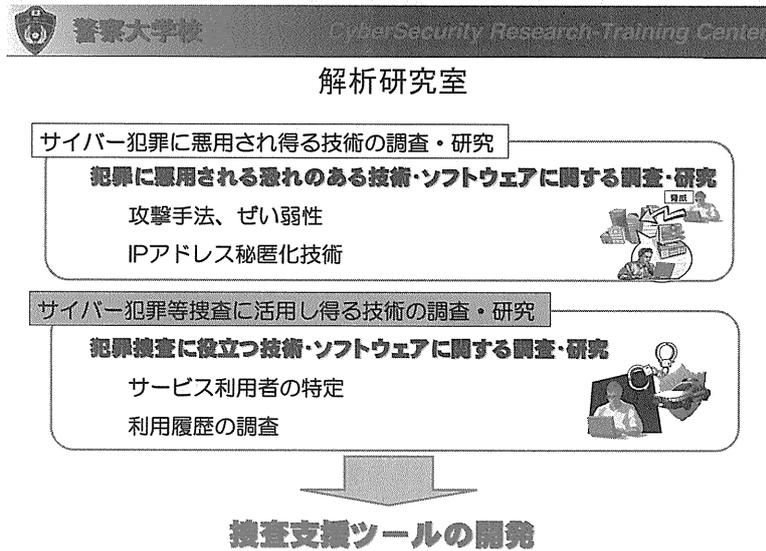


今年になり、日本国内で販売されるスマートフォンの販売台数が、日本独自の携帯電話機の販売台数を上回り、スマートフォンの普及が著しい状況にあるが、ここで問題となるのが、スマートフォンの解析については、海外メーカーの機種が多くを占めており、解析に必要な技術情報が得られにくいということである。そこで、当研究室においては、スマートフォンの解析に独自のアプローチを探索し、情報の可視化に関する調査・研究を行っている。



(イ) ネットワーク技術チームにおける研究

ネットワーク技術チームにおいては、標的型メール攻撃の手法、T o rに代表される匿名化通信技術といった犯罪に悪用されるおそれのある技術や、ソフトウェアに関する調査・研究、OS・アプリケーション等の利用履歴等の犯罪捜査に有用な情報の抽出に関する調査・研究を行うとともに、それらにより得られた成果を基にして捜査支援ツールの開発を行っている。



(2) 捜査研修室

警察活動のあらゆる場面において、サイバー空間の関与がみられるようになり、サイバー空間を利用した犯罪の増加に伴いサイバー空間における捜査能力の向上が警察全体に求められるようになってきている。こうした中、捜査研修室は、高度な情報技術を利用するサイバー犯罪等への対応や捜査力と技術力の向上に資する研修の実施、全国規模での専門性の高い捜査官の育成と警察全体のサイバー犯罪捜査能力の向上を目標としている。ここで研修を受けた捜査員がコアとなり各所属で活躍することで、警察全体のサイバー空間の脅威への対処能力の向上が期待される場所である。以下、研修の一端を紹介したい。



### 捜査研修室

#### ○ 研修の目標

- ・ 高度な情報技術を利用するサイバー犯罪等への対応
- ・ 技術的知見を高める講義と実践的な訓練を併せて行うことによる捜査力、技術力の両面を向上させる。
- ・ 全国47都道府県の警察官約25万人へのサイバー犯罪捜査に関する能力を向上させる。
- ・ 全国47都道府県にサイバー犯罪捜査の専門的な知識を持った捜査官を育成する。



研修修了生が各捜査部門のコアとなることにより、警察全体のサイバー空間の脅威への対処能力の向上が期待される。

#### ア 基本方針

研修の基本方針は、実際にコンピュータ等の機械を操作する体験型の実習と、シナリオに即した演習形式で問題に取り組む課題解決型の実習を行うことである。

#### イ 内容

研修の内容は、電子機器の解析、ネットワーク技術等に関する最新の情報通信技術に関する講義、擬似ネットワーク環境を利用した実践的訓練である。実践的訓練では、この例にあるような最新のサイバー犯罪を反映した複数のシナリオを使って被疑者の特定までの過程と必要な技術について学ぶこととなる。



### 捜査研修室

#### ○ 研修の基本方針

- ・ 体験型(実際にPCを使う)
- ・ 課題解決型(演習形式で問題に取り組む)

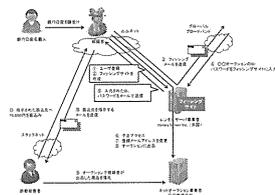


#### ○ 研修内容

- ・ 最新の情報通信技術に関する知見の講義
- ・ 擬似ネットワーク環境を利用した実践的訓練



解析研究室の成果を活用

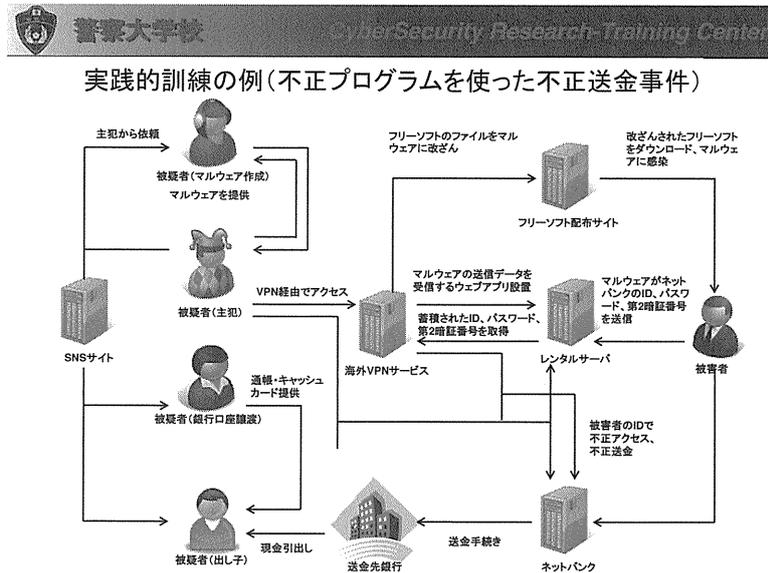


#### 【実践的訓練の例】

- ・ 不正アクセスによるオークション詐欺事件
- ・ 遠隔操作による爆破予告事件
- ・ 不正プログラムを使った不正送金事件等

### ウ 実践的訓練の例

これは、実践的訓練シナリオの例を示したものである。現在、我が国においては、不正プログラムを使った不正送金事件が増加している状況にある。このシナリオは、事件で使われる不正プログラム、不正プログラム配布サイト、ネットバンク等を擬似ネットワーク環境に再現している。非常に複雑な構成であるが、現状のサイバー空間における犯罪は、複雑・巧妙化しており、それをいち早く反映させたものとなっている。



研修を受ける捜査員は、被害者からの事情聴取、各サーバに残された通信ログ等の調査、被疑者宅の捜索・差押え等を通じ、犯罪手口の全容解明を図るとともに、一連の捜査手法を学ぶこととなる。

### 4 まとめ

このように、センターは、研究と研修の双方を任務としている。これからも、情報技術の解析の高度化や効率化に資する研究を推進し、サイバー空間の脅威への対処能力向上のための研修を実施していくこととしている。

サイバーの世界は、日進月歩であり、昨日の技術は直ぐに過去のものになってしまう。

つい昨日のことであるが、センターが主催した最初の研修課程が修了したところであり、正に、捜査と技術を取り入れた実践的な研修は始まったばかりである。今後は、こうした研修を継続して実施していくとともに、さらに、5年先、10年先を見据え、常に最新の技術的事項に関する調査・研究を行い、それを研修に反映させていくことが重要である。そのために必要な機材についても、適切な期間で更新を行うなど、最新のものを常に使うことができるよう、関係部署とともに連携していくこととしている。

こうした中では、このような教育訓練を行う人材の育成が急務であると考えている。現時点においては、第一線のサイバー犯罪の捜査に精通している警察官や、情報技術の解析に関する知見等を有する職員により、教育訓練を行っているが、捜査と技術の知見のみならず、教育訓

練のノウハウをも備えた職員は非常に少ない状況にある。今後は、各部門を経験した教育訓練のプロフェッショナルを育成していく必要がある。



### まとめ

- 情報技術の解析の高度化、効率化に資する研究の推進
- サイバー空間の情勢を適時・的確に反映した効果的な研修の実施
- サイバーの世界は日進月歩
  - ・ 捜査と技術を融合した実践的な研修は途についたばかり
  - ・ 研究対象、技術のキャッチアップ
  - ・ 最新の技術的手口の研修への反映
  - ・ 研究、研修機材の陳腐化への対応
  - ・ 教育訓練を行う人材の育成が課題

